

# 試験問題

事業者名:

役 職:

氏 名:

## 【正誤問題】

解答欄に、正解は○、間違いは×を付けて下さい。

解答欄

- |    |  |   |
|----|--|---|
| 1. | 一般貸切旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。   | × |
| 2. | 一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過していれば、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けることができる。   | × |
| 3. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。ただし、天災の場合はこの限りではない。   | × |
| 4. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送約款を変更するときは、三十日前までに届け出なければならない。   | × |
| 5. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は当該運送に適する設備がないときは、運送の引受けを拒絶することができる。   | ○ |
| 6. | 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫の収容能力を縮小した場合、車庫の位置に変更が無ければ、事業計画の変更の手続きは必要がない。   | × |
| 7. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。  | ○ |
| 8. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、災害の場合その他緊急を要する場合及び、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき以外には、乗合旅客の運送をしてはならない。 | ○ |

9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の数が二百両以上でなければ、安全統括管理者を選任する必要はない。	×
10. 貸切バスが車両火災を引き起こした場合、旅客に被害がなければ事故報告は不要である。	×
11. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させるには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。	×
12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は管理の受託及び委託については、国土交通大臣の認可を受けなければならない。	×
13. 一般貸切旅客自動車運送事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。	○
14. 一般貸切旅客自動車運送事業者が事業に使用する自動車の外側に表示しなければならないものは、使用者の氏名、名称又は記号のみである。	×
15. 一般貸切旅客自動車運送事業者の事業計画には、配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は重量を記載しなければならない。	×
16. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃その他運輸に関する料金の届出をしようとする場合には、運賃及び料金の収受並びに事業者の責任に関する事項を申請書に記載しなければならない。	×
17. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して一年間保存しなければならない。	○
18. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載した書類を、運送引受書の写しとともに当該運送の終了の日から三年間保存しなければならない。	○

19. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に車掌を乗務させる必要はない。	×
20. 死者又は旅客に1人以上の重傷者が生じた事故が発生したときは、電話、FAX等適当な方法により、24時間以内に、その事故の概要を運輸支局長に速報しなければならない。	○
21. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者等に対して、当該乗務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行わなければならない。	○
22. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要について記録するとともに、その記録を三年間保存しなければならない。	○
23. 運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。また、運行指示書は運行の開始の日から一年間保存しなければならない。	×
24. 日々雇い入れられる者や二月以内の期間を定めて使用される者は貸切バスの運転者として選任できない。	○
25. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、五十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。	×
26. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に乗務員の氏名を掲示する必要はない。	○
27. 道路運送法関係法令には、一般貸切旅客自動車運送事業者が毎事業年度の経過後百日以内にインターネット等を用いて公表しなければならない事項が定められている。	○
28. 一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行の管理に関し五年以上の実務経験を有し、かつ、法令で定める講習を五回以上受講した者は、一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者の資格者要件を有する。	×

<p>29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は運行管理者を選任した場合に届け出なければならないが、運行管理を補助する者を選任した場合はこの限りではない。</p>	<p>×</p>
<p>30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に毎事業年度に係る事業報告書を管轄地方運輸局長に提出しなければならない。</p>	<p>○</p>
<p>31. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する場合において、事業者は、災害その他の事故により乗車券を滅失した場合以外には、乗車券の再発行をしてはならない。</p>	<p>×</p>
<p>32. 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあつては二年とする。(ただし、検査対象軽自動車は除く)</p>	<p>×</p>
<p>33. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の七第一項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等(国土交通省告示第1089号)について、遅滞なく、国土交通大臣に報告しなければならない。</p>	<p>○</p>
<p>34. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は15時間とすること。</p>	<p>○</p>
<p>35. 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、単純な価格比較での選定を促すことを目的としている。</p>	<p>×</p>

**【選択問題】**

次の法令の( )にあてはまる言葉を下から選び、記号を入れて下さい。

36. 道路運送法の目的は道路運送の( )の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することである。

ア. 利用者    イ. 事業者    ウ. 申請者

ア

37. 事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の( ① )を記載した( ② )を発行しなければならない。

ア. 領収証    イ. 公示額    ウ. 支払時期    エ. 運送引受書  
オ. 運行指示書    カ. 計算基礎    キ. 適用方法    ク. 見積額

①    カ

②    ア

38. 自動車の( )は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備することにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

ア. 所有者    イ. 使用者    ウ. 運転者

イ

**【筆記問題】**

( )にあてはまる語句を記入して下さい。

( )は、輸送の安全を確保するために一般旅客自動車運送事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

39.

- 一. 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
- 二. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
- 三. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

安全管理規程

40. 旅客自動車運送事業に従事する自動車運転手の連続運転時間は( )を超えないものとする。

4時間